

# 北海道農業振興環境配慮栽培



北 海 道

# 1 指針の目的と性格

## 1 指針策定の背景と目的

北海道農業は、恵まれた自然や豊かな大地の下、先人のたゆまぬ努力により地域の基幹産業として発展するとともに、我が国の食料の安定供給に大きく貢献してきました。

また、本道の農村では、そこに暮らす人々の生活や生産活動が、自然環境との調和の中で豊まれているとともに、近年では、きれいな水や空気、生物の生息環境の保全など、農業・農村が有する多面的機能についての人々の理解も深まってきています。

こうした豊かな自然環境に対する社会的な関心の高まりを背景に、道においては、「北海道環境基本条例」や「北海道農業・農村振興条例」を制定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、平成16年3月には、本道農業・農村の持続的な発展に向けた道内農業関係者共通の指針として「北海道農業・農村ビジョン21」を策定し、この中で「環境を保全し心やすらぐ田園空間の創造」を取組の基本方向に位置づけたところです。

一方、国においては、土地改良法の改正により「環境との調和への配慮」を新たに位置づけるとともに、平成15年10月に策定した「土地改良長期計画」では、「自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造」を政策目標に掲げています。

このような状況を踏まえ、農業農村整備事業の実施に当たっては、これまで「北海道環境配慮指針（公共事業編）」などに基づき、環境との調和への配慮に努めてきたところですが、今後、これらの取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などを明らかにすることを目的として「北海道農業農村整備環境配慮指針」を策定しました。

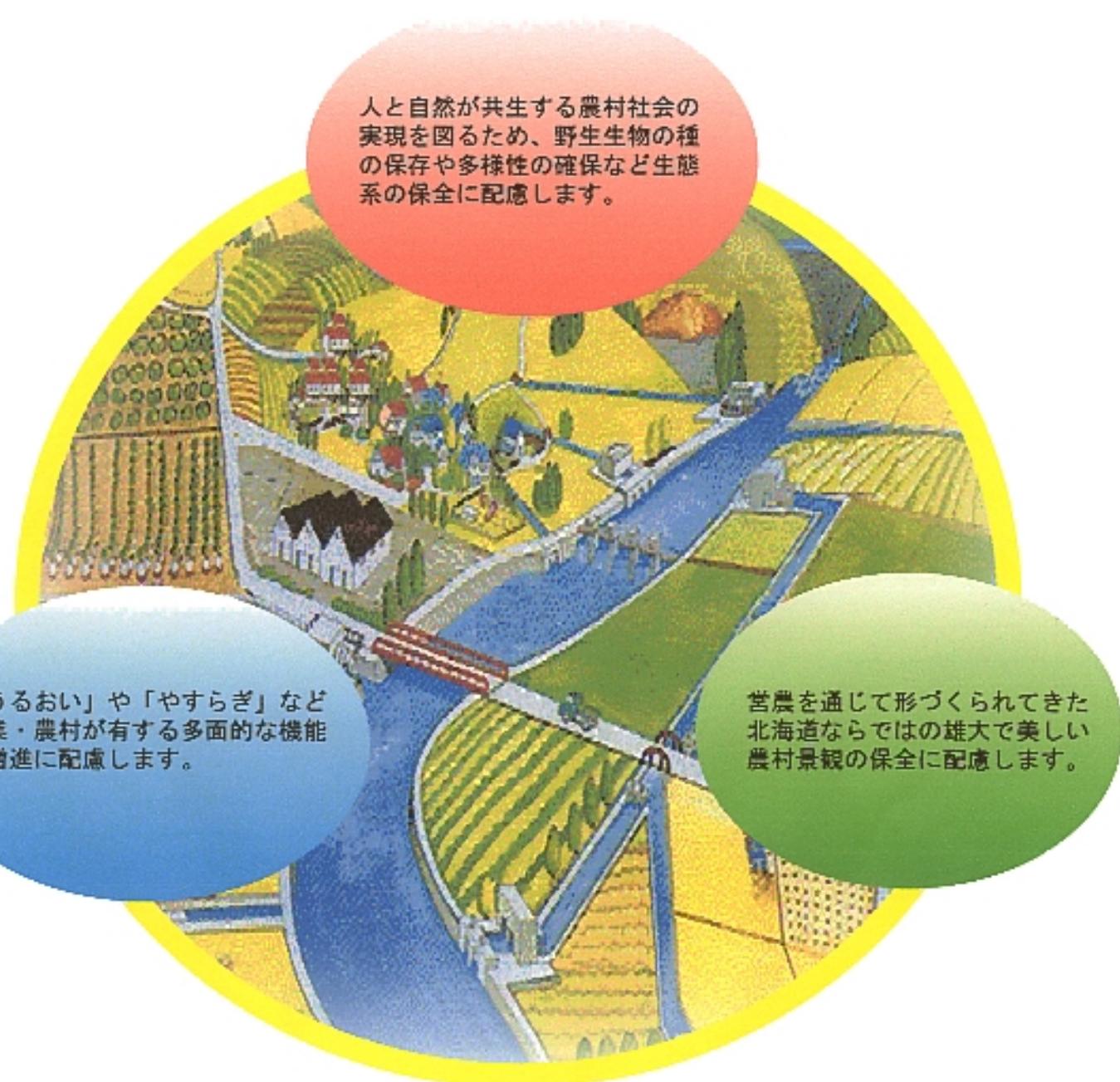
## 2 指針の性格

本指針は、道が行う農業農村整備事業を対象としていますが、市町村や土地改良区等が行う事業においても、本指針の趣旨を踏まえ、北海道の豊かな自然環境を保全する観点から積極的な取組を期待します。

## 2 環境配慮にあたっての基本方針

「北海道環境基本条例」の趣旨を踏まえ、北海道の豊かな自然環境が将来にわたって保全されるよう、環境配慮に当たっての基本方針を次のとおり定めます。

### －環境配慮基本方針－



人と自然が共生する農村社会の実現を図るため、野生生物の種の保存や多様性の確保など生態系の保全に配慮します。

「うるおい」や「やすらぎ」など農業・農村が有する多面的な機能の増進に配慮します。

営農を通じて形づくられてきた北海道ならではの雄大で美しい農村景観の保全に配慮します。

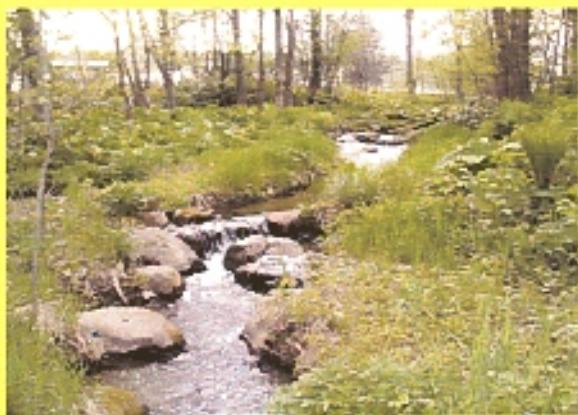
### 3 事業実施にあたっての配慮事項

環境配慮に当たっての基本方針に基づき、農業農村整備事業の実施に当たって配慮すべき事項は次のとおりです。

#### 1 生態系の保全への配慮

農地及びその周辺の水辺や林地などには、多様な動植物が生息しており、こうした動植物の生息環境の保全や移動ルートの確保などに配慮することが必要です。

- ・河川や湖沼、湿地など多様な水辺環境の保全
- ・森林、防風林、河畔林などの多様な動植物の生息環境の保全
- ・野生動物の移動路（コリドー）の確保
- ・野生生物の生息に適した多孔質でより自然に近い工法の選択



#### 2 農業・農村が有する多面的機能の増進への配慮

農業・農村の有する「うるおい」や「やすらぎ」など多面的な機能の増進を図るために、身近なみどりや水辺の保全に配慮します。

- ・農業用水利施設などの親水機能の維持・増進
- ・農地法面の緑化や防風林などの保全
- ・水質の保全や汚濁防止を図る工法の採用



### 3 農村景観の保全への配慮

開拓以来の地域の歴史や文化との関わりの中で育まれてきた、北海道ならではの美しい農村景観の保全に努めるとともに、必要に応じて緑化などを進めていくことが必要です。

- ・周辺の景観と調和したデザインや工法の採用
- ・遠景・中景・近景などの異なる視点からの景観への配慮
- ・農地や農道などの法面緑化による修景
- ・防風林や屋敷林などの保全



## 4 環境配慮の具体的な取組

事業の実施に当たっては、計画、実施のそれぞれの段階に応じて環境への配慮に取り組むことが重要です。

### 1 計画段階での取組

環境への配慮は、画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて適切に対応することが重要です。

#### (1) 計画段階で把握する事項

事業計画の策定に当たっては、計画対象地域及び周辺地域が有する自然環境等について十分把握しておくことが必要です。

基本的な事項は次のとおりです。

- ・河川、湖沼、湿地、水路などの水辺環境
- ・植物の種類と分布状況、野生動物の生息状況
- ・史跡や文化財の有無
- ・景観の保全に関する情報
- ・国・道立公園等の指定状況

#### (2) 農業者等の意見の把握

農村環境は、営農と密接に関連しながら形成されてきたことから、環境への配慮の具体的な取組に当たっては、長年そこに暮らし農地や水路等の管理を行ってきた農業者や地域住民等の知識や意向の把握に努め、事業計画への確実に反映していくことが重要です。

#### (3) 有識者等の意見

地域が有する農村環境の特性を適切に把握するためには、有識者等の客観的な視点からの評価が有効であることから、この活用に努めることが重要です。

#### (4) 費用負担者との調整

環境に配慮した事業を進めるに当たっては、整備費用の増加を伴う場合が多いことから、環境配慮の内容や増加費用の負担などについて、関係者間での合意形成が必要です。

## 2 実施段階での取組

計画段階での検討事項を設計及び施工に的確に反映させていくため、発注に当たっては、特記仕様書の作成や設計図書の明示方法などについて工夫が必要です。

### (1) 実施設計

- ・設計に先立ち、工事の内容や実施時期、工事費負担のあり方、維持管理方法などについて、受益者、市町村、土地改良区などと十分な打合せが必要です。
- ・設計に当たっては、地域が有する農村環境の特性を踏まえながら、事業目的の達成と環境配慮との調整、耐久性や経済性なども考慮した適切な内容とする必要があります。
- ・施工業者に設計の意図を正確に伝えるため、通常の設計図書に加え、必要に応じて完成予想図や施工要領図などを作成することが必要です。

### (2) 工事施工

- ・施工業者から提出される施工計画書に基づき、設計内容との相違の有無、工程設定や施工方法の妥当性などについて確認するとともに、適切な施工管理が行われるよう指導することが必要です。
- ・仮設物の設置に当たっては、周辺に及ぼす影響について現地確認を行い、影響が予想される場合は、回避等の適切な措置を求めることが必要です。
- ・施工時期の変更などが生じた場合にあっては、改めて環境への影響の有無について確認することが必要です。



## 5 環境配慮推進に向けたフォローアップ

環境配慮の取組は、まだ体系的に確立されておらず、試行的な段階にあります。また、農村環境はそれぞれの地域特性を有していることから、画一的な対応では十分な効果が発揮されない場合もあります。

このため、次の取組を進めます。

### 1 技術資料等の整備

現場での取組を容易にするため、実施事例集の作成、環境情報に係る基礎資料の整備、環境配慮に係る技術マニュアルの作成などの取組を計画的に進めます。



### 2 技術研修の実施

環境配慮の内容は、それぞれの地域が有する環境特性によって異なることから、環境配慮に係る技術研修会や実施事例発表会の実施などにより、現場担当者の技術的な蓄積や技術力の向上を図ります。



### 3 実施事例の効果確認

環境配慮の取組を実効性のあるものとするため、実施事例の効果確認を行うとともに技術的な検討を加え、技術マニュアルの改訂などに活用します。





北海道

平成17年 3月

発行 北海道 農政部